

## 電気通信大学図書館委員会規程

平成 7年 4月 1日  
改正  
平成11年 4月 1日  
平成16年 4月 1日  
平成18年 4月19日  
平成19年 4月 1日  
平成20年 4月 1日  
平成22年 4月 1日  
平成23年 4月26日  
平成24年 5月22日  
平成28年 3月23日  
平成29年 1月26日  
平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学附属図書館規程第4条第2項の規定に基づき、電気通信大学図書館委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 図書館の運営方針及び整備計画に関すること。
- (2) 図書予算に関すること。
- (3) 図書館規程等の制定改廃に関すること。
- (4) その他図書館長の諮問すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 情報理工学域先端工学基礎課程、大学院情報理工学研究科の各専攻及び共通教育部を担当する専任の教授、准教授及び講師のうちから各1人
- (3) レーザー新世代研究センター、情報基盤センター及び国際教育センターの専任の教授、准教授及び講師のうちから各1人
- (4) その他学長が必要と認めた者
- (5) 副図書館長

(任期)

第4条 前条第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、附属図書館長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(副委員長)

第5条の2 副委員長は、副図書館長とする。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、前条第3項の者として、その職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、学術国際部学術情報課が行う。

附 則

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2 電気通信大学図書委員会規則（昭和38年4月1日制定）及び電気通信大学紀要委員会規則（昭和62年10月1日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(委員会組織見直しに伴う特例)

- 2 この規程の施行に伴い、第3条第2号及び第3号の委員は改めて選出するものとし、当該改めて選出された委員の任期は、第4条ただし書きの規定にかかわらず平成28年4月1日から2年とする。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。